

墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第13号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項中「及び東あずま公園集会所」を「、東あずま公園集会所及び大横川親水公園魚釣り場」に改める。

第22条第1項第1号中「及び隅田公園自動車駐車場」を「、隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚釣り場」に改め、同項第6号中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚釣り場」を加え、同条第2項の表第15条の3の見出しの項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚釣り場」を加え、同表第15条の3第1項の項中

「

| | |
|--|------------|
| 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場及び東あずま公園集会所を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。） | 隅田公園自動車駐車場 |
|--|------------|

を

」

「

| | |
|--|-------------------------|
| 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場、東あずま公園集会所及び大横川親水公園魚釣り場を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。） | 隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚釣り場 |
|--|-------------------------|

に改め、同表第

」

15条の3第2項の項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚釣り場」を加え、同表第17条の項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「若しくは大横川親水公園魚釣り場」を加え、同表第21条第1項の項及び第21条第2項の項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「又は大横川親水公園魚釣り場」を加える。

第27条第1項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚釣り場」を加える。

別表第5中

「

| | | | |
|---|---------|-------------------|-----|
| 墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用 | 1平方メートル | 午前6時から 午前10時まで | 24円 |
| | | 午前10時から 午後4時まで | 35円 |
| | | 午後4時から 午後10時まで | 35円 |

を

| | | | |
|--|------------|------------------|-----|
| 墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用 | 1平方メートル、1日 | 4時間まで | 24円 |
| | | 4時間を超え、 6時間まで | 35円 |
| | | 6時間を超え、 8時間まで | 70円 |
| | | 8時間を超える場合 | 94円 |

に改める。

別表第6中

| | | | |
|----------|------------|------------|-----|
| 墨田区立隅田公園 | 野球場 | 隅田公園少年野球場 | 1面 |
| | 魚つり場 | 隅田公園内魚つり場 | 1か所 |
| | 自動車 駐車場 | 隅田公園自動車駐車場 | 1か所 |

を

| | | | |
|----------|------------|------------|-----|
| 墨田区立隅田公園 | 野球場 | 隅田公園少年野球場 | 1面 |
| | 自動車 駐車場 | 隅田公園自動車駐車場 | 1か所 |

に、

| | | | |
|-------------|-----|---------------|----|
| 墨田区立大横川親水公園 | 庭球場 | 大横川親水公園テニスコート | 2面 |
|-------------|-----|---------------|----|

を

| | | | |
|-------------|------|---------------|-----|
| 墨田区立大横川親水公園 | 庭球場 | 大横川親水公園テニスコート | 2面 |
| | 魚つり場 | 大横川親水公園魚つり場 | 1か所 |

に改め、同表備考2を削り、同表備考1を同表備考とする。

別表第7魚つり場の項を削り、同表付記1中「をいう」の次に「。次表において同じ」を加え、同表付記5中「及び魚つり場」を削る。

別表第8中

| | | | | |
|---|---------|---------------|---|-----|
| 墨田区立隅田公園 (区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占有 | 1平方メートル | 午前6時から午前10時まで | / | 24円 |
| | | 午前10時から午後4時まで | | 35円 |
| | | 午後4時から午後10時まで | | 35円 |

を

| | | | | |
|--|----------------|----------------------|---|-----|
| 墨田区立隅田公園 及び墨田区立大横 川親水公園（区長 が別に指定する区 域内に限る。）に おける事業又は営 業活動を伴う占用 | 1平方メー トル、1日 | 4時間まで | / | 24円 |
| | | 4時間を超 え、6時間 まで | | 35円 |
| | | 6時間を超 え、8時間 まで | | 70円 |
| | | 8時間を超 える場合 | | 94円 |

に改め、同表に次のように加える。

| | | | | |
|------|-----------------|------------------------------|----------------|------|
| 魚つり場 | 1人、1回、 2時間以内 | 一般 | 平日 | 200円 |
| | | | 土曜日・日曜 日・休日 | 400円 |
| | | 小学生、中 学生及び6 5歳以上の 者 | 平日 | 100円 |
| | | | 土曜日・日曜 日・休日 | 200円 |
| | | 学齢に達し ない者 | / | 無料 |

別表第8付記に次のように加える。

- 3 備付器具を利用して魚つり場を利用する場合は、器具1組、2時間以内の利用につき100円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。

付 則

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第6の改正規定（墨田区立大横川親水公園の項の改正規定を除く。）及び別表第7の改正規定（付記1の改正規定を除く。） 令和9年7月1日

2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区立公園条例の規定の例により行うことができる。

3 この条例による改正後の別表第5及び別表第8の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料又は利用料金から適用する。